

きたいという答えはないと思うんです。だったら買収しなくていいと思う。その点、私はここに計上するからにはその点についての結論を出して計上したんだろうと思つてゐるのです。それは常識的な判断じゃないかと思うのです。買収は買収、しかし建設はまた別だというようなことが理屈の上で成り立ちますか。市民が見たら全然へんちくりんな話だと思ふのですけれども、それでは私はもう一度少なくともここはつきりさせていただかないと困ると思ふのです。

それから金利については、一千六百万とずいぶんはつきり、こんな数字ですか、間違ひなく、端数はないので、計算で一千六百万ちょうどなるというふうな感じが、もう一度根拠と一千六百万何十万にならないか、その点もはつきり大ざっぱでなくちゃんとやっていたきたいです。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後一時八分 休憩

午後一時十一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（木村田猛君） ハ小関係につきましてでございますが、この関係につきましては、従来からも實井議員、副議員からも御質問いただいておりますので、私の方としましては年内には結論を出しますと、出したというのを御答弁申し上げまして、現在鋭意調査中でございますので、しばらく御猶予をお願いいたします。

○企画財政部長（生子国利君） 先ほど一千六百万と端的に申し上げたのですが、約一千六百万になるということですが、この差はいまの金額を定期にした場合の差二%として計算した場合の金額を申し上げたのです。八億二千四百五十八万四千円が基金で取り崩しになりますので、これを二%の金利の差です、定期に入れておくのと借入額との差を二%と見込んで一千六百四十九万一千円とこういう計算です。

○十二番（松山清君） それでは今回はこの程度にしておきます。また総務委員会等いろいろお聞きしようかと思ふのですが、この場はこの程度にしておきます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりております議案第九十二号については、統務・建設・厚生・三常市役委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞま仲村清信君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よつて議案第九十二号は三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）日程第十議案第九十三号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

（福祉部長 田村忠雄君登壇）

○福祉部長（田村忠雄君）御指名をいただきましたので、議案第九十三号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして御説明を申し上げます。今回の補正でございますが、先ほど御提案申し上げました条例の一部改正によりまして、限度額を引き上げた関係によります保険税の調定増と前年度の繰越金の確定それから前年度の療養給付費等の国庫支出金等の確定によるものが主なものでございます。

歳入歳出それぞれ三千七百四十九万一千円を追加いたしましたので、総額を歳入歳出それぞれ十一億八千三百四十九万一千円と定めようとするものでございます。

二ページでございますが、国民健康保険税におきまして一千二百五十万円の増額補正でございますが、これは限度額を十九万円から二十四万円に引き上げました関係の調定増でございます。

それから繰越金におきまして二千四百九十九万一千円の増でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

歳入の補正の合計が三千七百四十九万一千円で総額十一億八千三百四十九万一千円でございます。

それから、歳出の方でございますが、総務費におきまして総務管理費で四十七万七千円の増額でございますが、これは保険係八人の職員の期末手当の差でございます。

それから諸支出金の償還金及び還付金で七百三十二万四千円の増額でございますが、これは五十五年度の国と都の療養給付費等の確定によります精算還付金でございます。

予備費におきまして、収支調整のために二千九百六十九万円を補正をいたしました。

て、歳入と同様三千七百四十九万一千円でございます、総額におきましても十一億八千三百四十九万一千円と相なるわけでございます。

なお、本案につきまして、国民健康保険の運営協議会におきまして御承認をいただいておりますので申し添えておきます。

はなはだ推駁を説明でございますが、慎重御審議を賜りまして御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。

よって議案第九十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一議案第九十四号昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第九十四号昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本予算の補正は人件費の補正と用地精算交付金等の補正であり、一ページの統則では二百四十二万七千円を補正し、歳入歳出それぞれ九千二百二十八万二千円に定めたいものでございます。

次に二ページでございますが、まず歳入でございますが、繰越金として百八十七万七千円を補正したいものでございます。これは前年度の繰越金でございます。推入では換地精算徴収金として五十五万円を補正し、歳入合計で九千百二十六万二千円としたいものでございます。

歳出では、総務費の一般管理費で三十一万八千円の補正でございますが、これは職員の人件費でございます。

諸支出金の換地精算交付金の補正でございますが、五十五万円でございます。内容は負担金補助及び交付金で一千円の補正でございますが、これは当初予算において、換地精算交付金の端数切り上げに間違いがございましたので、まことに申しわけございませんが一千円を補正させていただきます。計上したものでございます。

繰出金では五十四年度に一般会計から立てかえをしていたとき、一般権利者に一括払いとしてありますが、本年度より交付金より徴収金が多くなってきたため、一般会計に繰り出しをするようになりました。本年度は五十四万九千円でございます。

予備費では百五十五万九千円を計上いたしました。以上、推駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

うお願い申し上げます。説明いたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。

よって議案第九十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議百
陳三
陳四
陳五
陳六
議九十五

議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議百

○議長（末次性男君） 日程第十二議案第九十五号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして議案第九十五号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）について、提案理由とその内容について、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、水洗便所の改造が当初計画より増加したことから補助金等に不足を生じたため、補正をお願いいたしましたものでございます。

まず、一ページの総則ですが、第一条で一千九百六十八万四千円の追加をして、歳入歳出それぞれ二十五億八千七百三十八万四千円といたしましたものでございます。

第二条では第二表の地方債補正を規定したものでございます。補正につきましては、後で御説明申し上げます。

次に二ページでございますが、歳入では国庫補助金で六百万円の減額でございま

す。これは国庫補助対象の事業が減りましたので補助金が減額となつてまいりました。

次に 都補助金ですが、一千万円の増額となっております。これは都の補助金対象事業がふえてまいりましたので、一千万円増加となりました。

繰越金では一千八万四千円の増額でございます。

下水道債では五百六十万円の増額でございます。これは国庫補助対象分で三百四十万円減となりましたが、単独分で九百万円の増となりましたので、五百六十万円の増となりました。

歳出では総務管理費の一般管理費で一千九万四千円の増額となっておりますが、内容は人件費、パートタイマー賃金、それから大きいものでは水洗便所改造補助金九百九万円の増額でございます。この補助金は当初一千五百六十万円を計上しましたが、今後の普及の増加を見込み九百九万円を補正いたしましたものでございます。

次に維持管理費ですが、三百万円の補正でございます。これは下の川の崖面地盤の沈下に伴う調査及び設計委託料でございます。場所は熊川神社前の野島さんのところでございます。下の川の改修を昭和四十五年に行つたわけですが、それから数年してかけ崩れが出てきたということで野島さんからそのような話がありまして、私も行きまして話を聞いたのですが、下の川の改修により地盤に変化を来したのではないかというような

こととございます。この下の川は市にとって非常に重要な排水路でもありますので、調査設計等をしてまいりたいと思います。また、これには自然的なこともあろうかと思いますが、やはり重要な排水路でもございますので、市として調査設計を行い今後工事等につきましては、また野島さんの方と話し合いをしてまいりたいと思います。

次に事業費の管渠米費でございますが、一千四十六万円を補正いたしたいものです。内容は汚水ます設置工事費で当初百四十件程度予定でしたが、百件程度の追加を予測いたしまして、一千四十六万円を補正いたしました。

予備費では四百八十七万円の減額をし財源としたものでございます。次に三ページ第二表地方債の補正では補正前の額十四億八千三百七十万円を十四億八千九百三十万円といたしたいものでございます。

以上、推駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十三議案第九十六号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

議九十六
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議百
陳三
陳四
陳五
陳六
陳七

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第九十六号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)の提案理由と内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては企業関連移設工事と消火栓等また配水管等の新設工事費でございます。

一ページの総則では五千八百二十万円を追加し、歳入歳出それぞれ五億六千八百五十四万円と定めたものでございます。

次に二ページでございますが、歳入でございますが、受託事業収入で五千八百二十万円を計上いたしました。これは全額都よりの支出金でございます。

歳出ですが、受託水道事業の配水費で四千八百五十万円の補正でございます。内容は委託料で漏水調査委託料として二百万円を計上いたしました。これは五十五年度にも実施いたしました漏水調査の追跡調査として二十キロをやろうということで計上いたしました。工事請負費に四千六百五十万円を計上いたしました。これは下水道管新設工事と電々公社関係工事にかかわる配水管移設工事費でございます。

建設改良費で九百七十万円の補正を計上いたしました。内容は水道改良費で九十万円を計上いたしました。これは消火栓三口分を新設しようとするものでございます。場所は五小の隣、七小の隣、それからほか一件でございます。水道建設費に八百八十万円を計上いたしました。内容は配水管新設工事費で場所は熊川保育園前、東福生駅北側、二小東側、そのほかでございます。

以上、難駁でございますが、慎重御審議を賜りまして御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第九十六号については、建設委員会に付託されることを望みます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

たけい申村清信君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号は建設委員

会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十四議案第九十七号福生市立福生第一小学校増築

第四期建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第九十七号福生市立福生第一小学校増築第四期建築工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。

この事業は、日通教王を利用して開設してまいりました、いわゆる身障学級施設の整備

を図るべく福生市立福生第一小学校の第四期増築工事を施工いたすものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第二条の規定に基づきまして議会の御議決を得べく御提案を申し上げたものでございます。

それでは、まずその工事の概要につきまして御説明を申し上げます。本工事は鉄筋コンクリートづくり二階建てで、建築面積は四百八十八・九平方メートル、延べ床面積が八百五十五・九平方メートル、これを増築しようとするものでございます。

それで、主な内容といたしましては、プレイルーム室一、それから一般教室一、保養室一、職員室一、それから身障者用トイレ等でございます。さらにそのほかに特別教室を二教室つくるといふものでございます。

以上が本工事の概要でございますが、次に契約の関係につきまして、御説明申し上げます。

契約の内容といたしましては、本議案に記載されておりますとおりでございますが、契約の目的といたしましては、福生市立福生第一小学校増築第四期建築工事、それから契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額は九千七百八十万円と相なっております。

おります。

なお、この入れ経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと存じます。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和五十七年三月三十一日までと相なっております。

契約の相手方は東京都福生市志茂百六十一番地、田村建設工業株式会社代表取締役田村誠一でございます。

なお、本件は建築本体だけの契約の御同意をいただくわけでございますけれども御参考までにその他分離発注をしてございますので、その内容につきまして、ちよつと補足をさせていただきます。

まず電気設備工事でございますが、これは株式会社細谷電機と金額にいたしまして、一千六百五十万円をもちまして契約を予定いたしております。

それから給排水衛生設備工事でございますが、これは安藤設備株式会社と金額一千百六十万円をもちまして契約を予定いたしております。

なお、防音併行関連の工事分につきましては、現在防衛施設庁と設計協議中で

ございます。完了次第追加発注をいたしたいというふうに存じております。

本工事の施工の關係の監理委託は株式会社古賀建築事務所と金額百十一万五千円をもちまして契約を予定しております。

以上、雜駁な説明でございますけれども、議案第九十七号につきまして御説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議を賜りまして原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山清君） ちよつとお聞きしたいんですけれども、いま福生一小の入札結果についてというところではないのですけれども、たゞいま説明を受けました議案第九十七号とその後の第九十八、九十九号がいずれも関連があるので、ちよつとこの際お聞きしたいのですけれども、ここに一応八社に指名入札いたしましたわけですが、ちよつと見ただけでもおわかりになるように議案第九十七、九十八、九十九いずれも八社ずつ指名しているわけですが、トータルしてそれぞれ言ってみれば十三社中十一社がこの九十七、九十八、九十九關係が二回指名を受けているということになりますね。このランクで言ってみればそれぞれ一回の指名

ならば二十四社が入れる機会が与えられると思うのですけれども、こういうこの仕事のラインクでは現実にはこの十三社しか登録はないのかどうか。この程度の一億前後の仕事をやるような会社というのは指名業者としてこの近辺でこの程度しか登録してないのか。何ゆえに十三社中十一社に三議案のうち二回ずつ指名をしているのか、その辺の確たる理由があるからしたのでしょうから、その辺で指名業者選定委員会に關すること、その辺の内容をつまびらかにお聞きしたいと思います。逆に言えばこの二社だけ中村、中島ですか、この二社だけは一回しか指名をされていないわけですか。その辺の相当の理由があるからこのような結果になつていふと思うので、その辺お聞きしたいんです。

○総務部長（浅見裕康君） お答えいたします。

確かに会社の数と指名された実態、こういうものの御指摘があつたわけでございますけれども、現在私どもの方では所管の部から推薦された業者、それで指名委員会はそれを参考に調べまして確定するというような経過でございます。それからこの近辺の学校の増築等そういったものを特に手がけているというような業者の中から選ぶ出したというような結果でございます。

したがって、こういう実態に相なつていふわけでございまして、それ以外の特別な理由と

いうものは特にございせん。この近辺の建築担当の会社ならばこのくらいのところで営業活動もされている、あるいは各関係の学校請負工事等請負つていふ実績もあるというようなことを加味してこういう決定を見たわけでございます。

○十二番（松山清君） それが理由と言へば理由なんです。そうしたら十三社がそういう担当部課から推薦で上がつてきたということですね。そうしますと、この表だけで言つていふのであれなのですけれども、というのは十三社中十一社は二度指名されているわけですね。じゃこの二社だけが一回しか指名していないということは、何かあるのですか。たまたまそれ相当の理由があつて、たとえばこの議案と関係しますが、九十八号、九十九号の関係では、同じ会社が顔を出しているということになるんですけれども、そうしますと、すべて二回ずつ指名しているというのはそれもあるんですが、二社だけは一回しか指名していないというのは、二回指名したところと一回しか指名しなかつたところのこの差というのはどういふことなのか。なんか、その差はあるのですか。あるからそうなつていふのだろうと思うのですけれども……

○総務部長（浅見裕康君） これはいま御指摘いたしているようなことで、数の問題とこの近辺の要するに業者の問題と、その辺の実数等の操作の問題だけでございまして、確かに二度指名された業者と一度指名された業者とどこに差があると言われても非常に困る